

令和2年第5回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

令和2年11月30日（月曜日）

議事日程第1号

令和2年11月30日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第113号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第113号

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	平	澤	惣一郎	君	2番	東	野	恭	行	君	
3番	山	本	剛	君	4番	吉	川	慶	一	君	
5番	中	村	実	君	6番	滝	川	正	義	君	
7番	佐	藤	孝	君	8番	新	保	峰	孝	君	
9番	田	原	実	君	10番	保	坂		悟	君	
11番	笠	原	幸江	君	12番	斉	木		勇	君	
13番	高	澤	公	君	15番	田	中	立	一	君	
16番	古	川	昇	君	17番	渡	辺	重	雄	君	
18番	松	尾	徹郎	君	19番	五	十嵐	健	一	郎	君
20番	吉	岡	静夫	君							

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	藤田	年明	君
総務部	長	五十嵐	久英	君	市民部	長	渡辺	成剛	君	
産業部	長	見辺	太	君	総務課	長	渡辺	忍	君	
消防	長	小林	正広	君	教育	長	井川	賢一	君	
教育	次	磯野	茂	君						

〈事務局出席職員〉

局	長	松木	靖	君	次	長	松村	伸一	君
係	長	上野	一樹	君					

〈午前10時00分 開議〉

○議長（中村 実君）

おはようございます。

これより令和2年第5回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（中村 実君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、新保峰孝議員、16番、古川 昇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（中村 実君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る11月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

高澤委員長。〔13番 高澤 公君登壇〕

○13番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る11月20日に議会運営委員会が開催されていますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日の第5回市議会臨時会に提出されました議案は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての1件であります。

会期及び日程につきましては、本日30日の1日限りとし、委員会の付託を省略して、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

そのほかに、9月29日の議会運営委員会では、行政への新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について、各常任委員会から出されました要望事件を取りまとめ、10月7日に実施しました市長への要望書の提出につなげたところであります。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（中村 実君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3．議案第113号

○議長（中村 実君）

次に、日程第3、議案第113号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

ご説明申し上げます。

議案第113号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新潟県人事委員会等の勧告に準拠したいため、所要の改正を行いたいものであります。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺 忍君登壇〕

○総務課長（渡辺 忍君）

おはようございます。

それでは、議案第113号の内容につきまして、ご説明いたします。

令和2年10月7日及び10月28日に人事院勧告が行われ、これを受けまして令和2年10月23日及び11月6日に、新潟県人事委員会による勧告が行われました。

勧告内容につきましては、地域情勢に応じた官民格差の是正という観点から、手当につきまして0.05月分の引下げの勧告が出されております。

なお、月例給につきましては、官民格差が極めて小さいことから据置きとなっております。

それでは、本日お手元に配付いたしましたA4版の資料に基づいて、ご説明させていただきます。

第1条につきましては、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正でありまして、今年度12月に支給する期末手当について、0.05月分を減ずる内容となっております。

なお、令和3年度以降につきましては、今回引き下げます期末手当0.05月分を6月と12月の期末手当から、それぞれ半分ずつ0.025月分ずつ引き下げることとなります。

また、再任用職員につきましても、一般職と同様の改正を行うものであります。

第2条につきましては、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、改正内容につきましては、一般職の職員と同じく期末手当を0.05月分引き下げる内容となっております。

第3条につきましては、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、改正内容につきましては、一般職、特別職同様の改正内容であります。

第4条につきましては、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、改正内容につきましては、期末手当を他の職員の改正と同様、0.05月分引き下げる内容でございしますが、会計年度職員につきましては、年度ごとの採用ということから、県に準じまして適用を令和3年4月1日からにしたいものでございます。

なお、この改正によりまして全体での削減額は、おおよそ900万円になる見込みでございまして、説明は、以上でございます。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回糸魚川市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午前10時09分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員